

平成28年第4回定例会 市民厚生常任委員会審査記録

- 1 日 時 平成28年12月8日(木) 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第158号 村上市税条例の一部を改正する条例制定について
議第159号 村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
議第160号 村上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議第161号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第162号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第174号 平成28年度村上市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
議第175号 平成28年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
議第176号 平成28年度村上市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 4 出席委員(9名)
 - 1番 板垣一徳君
 - 2番 板垣千代子君
 - 3番 小林重平君
 - 4番 山田勉君
 - 5番 竹内喜代嗣君
 - 6番 長谷川孝君
 - 7番 小杉和也君
 - 8番 渡辺昌君
 - 9番 尾形修平君
- 5 欠席委員
なし
- 6 委員外議員
小杉武仁君 稲葉久美子君 鈴木いせ子君
木村貞雄君 小田信人君 大滝国吉君
- 7 地方自治法第105条による出席者
議長 三田敏秋君
- 8 オブザーバーとして出席した者
なし
- 9 説明のため出席した者
副市長 忠 聡君
税務課長 建部昌文君
同課収納対策室長 大滝 豊君(課長補佐)
同課市民税係副参事 板垣由美君
市民課長 尾方貞一君
環境課長 中山 明君
同課生活環境室長 長谷部俊一君(課長補佐)

同課生活環境室副参事	菅原和英君
同課新エネルギー推進室副参事	大滝誓生君
保健医療課長	菅原順子君
同課国保室副参事	佐藤克也君
同課健康支援室長	佐藤るり子君(課長補佐)
介護高齢課長	富樫孝平君
同課課長補佐	志田淳一君
同課介護保険室長	大滝慈光君(課長補佐)
同課介護保険室係長	近藤知子君
福祉課長	加藤良成君
同課参事	松田明君
同課福祉政策室長	木村静子君(課長補佐)
同課子育て支援室長	平山祐子君(課長補佐)
同課子育て支援室係長	伊藤良子君
神林支所地域振興課地域福祉室長	加藤誠一君(課長補佐)

10 議会事務局職員

局長	田邊 覚
書記	百武美奈

(午前10時00分)

委員長(尾形修平君)開会を宣する。

○本委員会の審査の順序については、陳情第14号について、陳情者の意見を聞くこととしたので、最初に協議会を開催してこれを審査し、その後、本委員会を再開して審査日程のとおり付託議案の審査を行うことに異議なく、また、議会申し合わせにより陳情者の説明及び質疑の間は休憩として会議録に残さないこととし、そのように決定する。

委員長(尾形修平君)暫時休憩を宣する。

(午前10時02分)

委員長(尾形修平君)委員会の再開を宣する。

(午前10時45分)

日程第1 議第158号 村上市税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長(税務課長 建部昌文君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

税務 課長

おはようございます。それでは、第 158 号 村上市税条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。本案は、地方税法等の一部を改正する等の法律の公布等に伴い改正するものである。改正内容については、済みませんけれども、条例の新旧対照表で説明させていただきたいと思うので、新旧対照表の 24P をお開き願う。それでは、初めに第 10 条、第 32 条、第 37 条、第 38 条の 4 条例について説明する。ページ数は 24P から 31P になる。この 4 条例は、税金の延滞金の計算期間の変更に係る改正である。内容としては、個人市民税及び法人市民税に係る延滞金の計算期間について、当初の課税額が減額更正され、その後さらに増額更正等があった場合、増額更正等による増額分、減額更正と増額更正の差額分になるが、この延滞金について、現行条例では当初課税の納期限から増額更正による納税通知書を発送した日までの期間などは延滞金の計算期間になっているが、この期間を延滞金の計算期間から除外するために改めるというものである。24P の第 10 条は、地方税法等の改正に伴う文言の整理を行っている。25P の下のほうの第 32 条は、めくっていただいて 26P の下のほう、第 4 項で普通徴収の個人の市民税について、納期限の翌日から増額更正による納税通知書が発せられた日までの期間は、増額分を延滞金の計算期間から除外する規定を追加している。次に、37 条、27P の下のほうになるが、めくっていただいて 28P の真ん中辺であるが、第 5 項で法人の市民税について、納税した日の翌日から増額の修正申告書を提出した日までの期間は、税金の増額分を延滞金の計算期間から除外する規定を追加している。38 条、29P である。これもめくっていただいて 30P の真ん中辺であるが、第 4 項で法人の市民税について、納税した翌日から修正申告に係る増額更正の通知をした日までの期間は、税金の増額分を延滞金の計算期間から除外する規定を追加している。この 4 条例の施行日は、平成 29 年の 1 月 1 日となっている。次に、附則の第 5 条である。31P の真ん中あたりになるが、この規定は特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例を追加するものである。これは市販薬である一般用医薬品等のうち医療用から転用された医薬品である特定一般用医薬品、スイッチ OTC 医薬品とも呼ばれているが、この医薬品の使用を推進するため、健康診断を受診するなど一定の取り組みを行う個人が、平成 29 年の 1 月 1 日から平成 33 年の 12 月 31 日までの間に、この特定一般用医薬品の購入費用が年間 1 万 2,000 円を超えるときは、超える金額を 8 万 8,000 円まで所得控除するため、規定を追加するものである。施行日は平成 30 年 1 月 1 日である。なお、この税制対象になる特定一般用医薬品の品目については、厚生労働省のホームページのほうに掲載されている。次に、31P の一番下のほうからになるけれども、31P の下のほうに表題が載っているが、附則第 18 条の 3 の 2 及び附則第 18 条の 3 の 3 についてである。これは特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例について追加するものである。これ国内の居住者が外国に所在する法人等を通じて得た海外の利子等または配当等の所得に係る市民税の所得割に

ついて、現行税率6%の総合課税となっているが、これを税率3%の申告分離課税に改めるため、規定を追加するものである。32Pの附則第18条の3の2の第1項及び第2項が、特例適用を受ける海外利子である特例適用利子等に3%の市民税の所得割を課税する規定である。次、めくっていただいて34Pからの第3項から第5項までが、特例適用を受ける海外配当である特例適用配当等に3%の市民税の所得割を課税する規定となっている。次に、36Pからの附則の第18条の3の3については、附則第18条の3の2を追加することに伴う条の繰り下げ及び文言の整理を行っている。附則第18の3の2及び3の3の施行日は、平成29年の1月1日となっている。以上である。

(質 疑)

小杉 和也 いろいろな説明があっただけでも、ざっくり言って計算期間の変更だったり、医療費の控除の部分の見直しだったりとか、外国で得た利子、所得とかの率の変更ということのただけでも、そもそも国はなぜこういうふうにして改正を行ってきたのか。国の改正に伴ってうちも条例をいじらなければならないわけだよね。ただ、国のそもそもの改正理由というのは何か。

税務 課長 最初の延滞金についてであるが、これは相続税の延滞税、地方税は延滞金というのだが、国では延滞税と申しているが、相続税の延滞税で同様の例があって、最高裁で争われて平成26年12月12日に出された最高裁判決に基づき改正を行っている。次に、医療費控除の特例の追加であるけれども、これは厚生労働省のホームページによると国民の自発的な健康管理や疾病予防の取り組みを促進し、医療費の適正化を図るということを目的にしている。それから、特例適用利子及び特例適用配当等についてであるけれども、これについてはこれは所得税の改正のもとになった外国居住者等所得相互免除法の施行令によると、この中の外国というのは台湾だけが規定されている。日本と台湾は正式な国交がないために、租税条約を締結することができないということがある。そのために日本、台湾間の健全な投資と経済交流の促進を目的として、日本と台湾の民間レベル、日本は公益財団法人交流協会、台湾では亜東関係協会という、その取り決めを日本国内で有効にするため、今回税制改正が行われたということである。

小杉 和也 よくわかった。

竹内喜代嗣 市民税の改正ということで、これはわかったのだけれども、一般質問でお聞きしたのだけれども、換価の猶予、それから徴収の猶予ということで、制度はあるのだという説明だったのだが、わかりやすい申請書式あるいは申請書類を整備すべきだと思うのだが、簡単に答弁をお願いします。

小杉 和也 条例にあるのか。

竹内喜代嗣 条例にある。

- 税務 課長 確かに今委員がおっしゃるようなそういう制度あるし、様式もあるので、それわかりやすいようにこちらのほうで検討させていただきたいと思う。市民の方にわかりやすいようにするために、ホームページに掲載するとか、そちらのほうを検討させていただきたいと思う。
- 渡辺 昌 正直文章を読んでいてもよくわからないのだけれども、例えばもうちょっと具体例を一つ上げて説明するなんていうことはできないのか。
- 尾形委員長 さっき言った、小杉委員の説明。
- 渡辺 昌 あれでもまだ難しい。
- 税務 課長 確かに今回の条例改正はかなり難しいような改正であった。それで実際最初の延滞金の例えば改正については、例えば当初市民税が 10 万円かかっている、減額更正後例えば 4 万円になって、その後増額更正後 7 万円になったという場合、減額更正と増額更正の差額の 3 万円があるのだけれども、この 3 万円について改正前は納期限から増額更正による納税通知書を発生するまでは延滞金の加算期間、延滞金の計算期間にこの 3 万円というのは含まれるのだけれども、改正後は増額分の 3 万円については延滞金の計算期間から除外するよというものであるし、それから・・・。
- 尾形委員長 もういい。後で個人的にお願いします。

〔委員外議員〕

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 158 号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第 2 議第 159 号 村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（税務課長 建部昌文君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

- 税務 課長 それでは、第 159 号 村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。本案は、所得税法等の一部を改正する法律の公布等に伴い改正するものである。これも改正に内容については新旧対照表によりご説明する。新旧対照表の 41P をごらんください。初めに、第 12 項と 42P の第 13 項についてであるが、これは今ほど議第 158 号でご説明申し上げたとおり、特例適用利子等または特例適用配当等の所得に係る市民税の所得割については、総合課税から分離課税の改正を提案させていただいたけれども、現行の国民健康保険税条例ではこの分離課税される特例適用利子等及び特例適用配当等は、国民健康保険税の所得割額及び軽減判定に用いる総所得金額等に含まれないため、所得割額及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるため改正を行うものである。次に、42P の下のほうであるが、第 14 項

及び第 15 項、これは附則の第 12 項及び第 13 項を加えることに伴い、項を繰り下げるといものである。附則第 12 項から第 15 項までの施行日は、平成 29 年の 1 月 1 日となっている。説明は以上である。

(質 疑)

小杉 和也 先ほどと同じで所得税法の改正が国のほうで改正があつてということだけでも、先ほどみたいに最高裁の判断に基づいてとか何か、そういう根拠的なものというものはあるのか。

税務 課長 これは先ほど説明申し上げたけれども、特例適用利子等、それから特例適用配当等については、これまで総合課税であった。村上市国民健康保険税条例の条例では、所得割あるいは軽減判定にする総所得金額等については、総所得金額、だから給与所得とか雑所得とか一時所得とか、そういった総所得金額と山林所得金額を足したものであったのであるが、今までは総所得金額のところに利子配当は入っていたが、分離課税になったために総所得金額に加算されなくなった。そのために特例適用利子、特例適用配当等を国民健康保険税の所得割、それから軽減判定に用いる金額に含めるために今回改正を行ったというものである。

小杉 和也 全国の市町村と同じような形にしたということでもいいわけか、理解的に。

税務 課長 そのとおりである。

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 159 号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第 3 議第 160 号 村上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（介護高齢課長 富樫孝平君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

介護高齢課長 議第 160 号 村上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてである。本案は、国の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正され、地域密着型通所介護、利用定員 18 人以下であるが、創設されたことにより、所要の改正を行うものである。また、地方分権推進計画に定められた条例制定に関する基準の類型に従うべき基準とされている事項については、厚生労働省令のとおりとした。参酌すべき基準については、市独自で定めた基準を除き、厚生労働省令のとおりと

した。主な内容について新旧対照表で説明させていただく。43P お願いする。まず、目次であるが、第3章、夜間対応型訪問介護の次に、第3章の2として、地域密着型通所介護を追加した。追加条項は、第59条の2から第59の38までとなる。それでは、47P お願いする。指定地域密着型通所介護であるが、59条の2、この内容であるけれども、地域密着型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り居宅においてその能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならないということである。それで先ほども言ったけれども、利用定員が18人ということで、市内の指定地域密着型通所介護に該当する事業所であるが、上海府デイサービスセンター、ここが定員18人である。それから、かんきち堂デイサービスセンターが15人、かごやまの里デイサービスセンター12人の3事業所が該当している。続いて、60Pをお願いする。第59条の19、記録の整備についてであるが、第2項中記録を整備し、その完結の日から「2年間」保存しなければならないを「5年間」と定めた。この部分は市独自で定めた部分である。5年間にした理由については、サービス提供に係る過誤調整など必要が生じた場合、遡及期間が5年間と定められていることから、検証すべきサービスの提供記録が存在しないおそれがあることから、保存期間を5年間と規定したものである。なお、県で定めた基準についても5年間と定められている。次に、61Pをお願いする。第59条の21、指定療養通所介護についてであるが、本文をちょっと読ませていただく。指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要な者を対象とし、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うもの）というようなものである。この指定療養通所介護に該当する事業所は、市内はもちろん県内でもない。続いて、70Pをお願いする。記録の整備で、第59条の37である。先ほど説明した59条の19と同じで、この記録の整備については、その完結の日から5年間保存しなければならないというふうに定めた。説明の最後になるけれども、このたび追加した地域密着型通所介護以外の改正部分については、介護保険法の改正による引用規定の条等を改めるもの及び準用される条のずれによる改正である。説明は以上である。

(質 疑)

小杉 和也

国の基準の変更とかというのがあったというふうに説明があつて、これだけのボリュームがあるのだけれども、国の変更というのはいつごろの時期だったのかというのをちょっと教えていただける。

介護高齢課長

この規定は、平成28年の4月1日から運用されている。

小杉 和也 4月1日の変更を受けて、今までどの辺が市の部分に当てはまるか、変更になるかというのをじっくり検討した結果、今の時期になったという理解でよろしいか。

介護高齢課長 経過措置規定があつて、本年度の末まで経過措置期間があつた。それで委員言われるように、市で独自で定める部分について検討したということである。

〔委員外議員〕

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第160号は、起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第4 議第161号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（福祉課長 加藤良成君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

福祉 課長 それでは、議第161号は公の施設に係る指定管理者の指定についてである。本案は、神林学童保育所に係る指定管理者の指定についてお願いするものである。それでは、指定管理者の指定に係る資料の15、16Pをお願いしたいと思う。公の施設の名称は、神林学童保育所である。指定管理者となる団体は、村上市九日市501番地、NPO法人希楽々理事長、渡邊優子。指定の期間は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間である。公募によらない理由としては、NPO法人希楽々は神林地区を拠点として活動している団体で、当該施設近くに本店を設置しており、総合型地域スポーツクラブの運営のほか、乳児及び園児の子育てや児童の健康な体と心づくりや仲間づくりを目的とした事業を実施し、子供の健全育成を図る活動にも取り組んでおり、子育て支援や学童保育事業の実績がある。この団体が培ってきた専門的な技術や手法により当該施設の事業の充実及び向上が期待できることから、指定管理者をお願いするものである。指定管理者となる団体の概要としては、平成15年に総合型スポーツクラブとして発足し、平成21年4月にはNPO法人格を取得して組織としての基盤強化を図り、平成23年度には神林地区体育施設の指定管理者の指定を受け、神林地区に拠点を置き、大人を対象としたスポーツ活動、文化活動の振興ばかりでなく、子供の健全育成を図る活動にも取り組んでおり、乳幼児及び園児の子育て支援を目標としたひよこクラブや、学童の健康な体と心づくりや仲間づくりを目的とした希楽々塾など子育てや学童保育についての実績がある。施設管理及び運営の提案趣旨、選定委員会の答申、意見についてはお示ししたので、あわせてご参照をお願いしたいと思う。以上、よろしくお願ひする。以上で終わる。

(質疑)

竹内喜代嗣 お伺いしたいのは、平成 29 年から平成 32 年までだから 3 年間で 5,500 万円という指定管理料なのだが、職員の皆さんの賃金の設計はどんなふうになっているのか。

神林支所地域振興課地域福祉室長 それでは、指定管理になった場合の職員の賃金についてご説明する。まず、学童保育所の人件費であるが、所長については月額で申すと 20 万 1,200 円が月額となっている。この基準については指定管理の人件費の積算の基準で、県の係長クラスの賃金を基準としている。また、指導員についても同額で 20 万 1,200 円を予定している。1 年間で合計すると 241 万 4,400 円、2 人分ということになる。あと、児童支援員については午後からの 4 時間勤務となるが、保育資格のあるのとないのとで異なってくるが、時給で資格ありが 830 円、資格なしが 790 円としている。これは市で公募している単価にあわせている。あと、子育て支援センターのほうであるが、こちらは保育補助員と申して、こちらは保育士の臨時募集の賃金にあわせてある。資格ありの場合が 950 円、資格なしの場合が 850 円としている。以上である。

竹内喜代嗣 お伺いしたいのは、今働いている職員の方はどういうふうに、そのまま移行されるのか、それとも配置がえになるのか。

神林支所地域振興課地域福祉室長 現在勤務されている方については、本人の意向もお伺いした中で、基本的には継続で雇用していただきたいというふうに考えている。

渡辺 昌 ほかの地区の学童保育所、山北はおたすけさんぼくさんが指定管理になっていると思うのだけれども、ほかの地区の学童保育のほうもこのように指定管理のほうに移行するような考えなのか。

福祉 課長 11 月に策定した保育園等の施設整備計画がある。その中で一応荒川地区の保内の学童についてはそういうことを検討するというようなことに計画している。

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 161 号は、起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第 5 議第 162 号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（環境課長 中山 明君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

環境 課長 議第 162 号 公の施設に係る指定管理者の指定についてである。資料については、指定管理者の指定に係る資料の 4 P、5 P を参照いただきたいと思う。本案は、現在の指定期間が平成 29 年 3 月 31 日で終了するため、村上火葬場無相院、山北火葬場、荒川火葬場普照園を公募により選定した株式会社津屋代表取締役、舩山博貴を指定管理者として指定しようとするものである。指定の期間は、平成 29 年 4 月 1 日か

ら平成 34 年 3 月 31 日までの 5 年間である。村上市火葬場の 3 施設は、火葬場ごとに指定管理者を公募していたが、全施設一体的な管理運営を行うことで公平、均一なサービスの提供が見込まれること、また効果的かつ効率的な運営が期待できることから、一括管理とする指定管理者を公募により選定したものである。現在 3 施設の火葬場の指定管理者は、株式会社津屋が公募により施設ごとに選定され、指定管理を行っているものである。以上、簡単ではあるが、よろしく願います。

(質 疑)

- 長谷川 孝 公募した方はこの事業所しかなかったということなのよね。
環境 課長 そのとおりである。
長谷川 孝 前には相当反発があって、ほかのところがなんで自分のところならなかったのかと各議員のところにいるクレームつけた時期があったのだけれども、今こういうふうに考えると、前は別々にやっていたというのがあったのだけれども、こういうふうに 3 つ一緒にやると、必ずここがとるという可能性をもう持っているのではないかというような気がするのだけれども、公平性とかと考えた場合に、これでいいというふうには選考委員の皆さんは判断したのか。
環境 課長 選考委員会ではそういう判断をされたところであるが、公募に当たっては各社あるわけだけれども、各社それぞれ一緒になって申請することも可能な形の公募になっていた。そういうことはなかったわけだけれども、事実として 1 社の公募になっている。

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 162 号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第 6 議第 174 号 平成 28 年度村上市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) を議題とし、担当課長 (保健医療課長 菅原順子君) から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

- 保健医療課長 議第 174 号 平成 28 年度村上市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) である。歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 2,180 万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ 78 億 8,840 万円とするものである。7 P、8 P をごらんください。歳入においては 5 款 1 項 1 目療養給付費等交付金 4,611 万 9,000 円の減額である。これは退職者医療費の減少見込みによるものである。11 款 1 項 1 目一般会計繰入金 1,737 万 1,000 円の減額である。これは保険基盤安定繰入金、財政安定化支援事業繰入金等の額の確

定によるものである。また、職員の人件費の調整によるものである。12 款 1 項 2 目
その他繰越金、これは前年度繰越金 8,529 万円を計上した。9 から 10P をごらんく
ださい。歳出においては 1 款 1 項 1 目一般管理職員人件費 1,213 万 6,000 円の減額で
ある。これは職員の人件費の調整によるものである。2 款 2 項 1 目一般被保険者高
額療養費 3,400 万円であるが、決算見込み額からの不足分を計上した。以上である。

(質 疑)

竹内喜代嗣 お伺いする。繰越金が 8,529 万円というふうになっているが、これは前年度の繰越金
ということよろしいのか。

保健医療課長 委員のおっしゃるとおりである。

竹内喜代嗣 それで 12 月中に国の支援金として 9,000 万円入ってくるということなのだが、そう
いうふうに答弁なさっていたと思うのだが、いかがか。

尾形委員長 質問の意味わかっている。

保健医療課長 それは昨年度のお話だよ。

竹内喜代嗣 今年度も予算の審議のときにも指摘したが、今年度も 12 月に入ってくるというこ
とではないのか。

保健医療課長 11 款 1 項 1 目の一般会計繰入金の中の詳細なのであるが、この詳細の中で保険基盤
安定繰入金が 6,330 万円。

尾形委員長 633 万円。もし保健医療課の副参事のほうでわかるようであれば。

保健医療課長 後で調べて提示したいと思うが、よろしいか。

尾形委員長 5 番委員、よろしいか。

竹内喜代嗣 はい。

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 174 号は、起
立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第 7 議第 175 号 平成 28 年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) を議題と
し、担当課長 (保健医療課長 菅原順子君) から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

保健医療課長 後期高齢者医療特別会計である。議第 175 号 平成 28 年度村上市後期高齢者医療特
別会計補正予算 (第 1 号) である。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 350 万円
を追加し、歳入歳出予算の総額を 6 億 2,150 万円とするものである。説明であるが、
歳入歳出それぞれ職員の異動による人件費の調整によるものである。説明は以上で

ある。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 175 号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第 8 議第 176 号 平成 28 年度村上市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題とし、担当課長（介護高齢課長 富樫孝平君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

介護高齢課長 それでは、議第 176 号 平成 28 年度村上市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明する。今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,380 万円を減額し、予算の規模を 76 億 5,620 万円にしようとするものである。このたびの補正の内容であるが、職員人件費の調整による減、それから第 7 期の介護保険事業計画作成のための在宅介護実態調査費用、それから地域包括支援センターで使用している公用車の入れかえ費用、介護保険料の還付経費などを計上させていただいた。7 P、8 Pをお開きいただきたいと思う。歳入についてであるが、第 4 款国庫支出金、三角の 85 万円であるが、これは職員の人件費の減、公用車入れかえにより不用となる減である。続いて、第 5 款支払基金交付金、三角の 35 万円、それから第 6 款の県支出金、三角の 42 万 5,000 円、いずれも職員人件費の調整による減と、公用車入れかえによる不用額の減である。それから、第 8 款繰入金であるが、第 1 項一般会計繰入金、三角の 1,250 万 4,000 円であるが、内訳として職員人件費の調整分、それから公用車の入れかえにより不用額となる分、それから第 7 期の介護保険事業計画策定に当たり、新たに国から示された在宅介護実態調査を行うための経費として 80 万追加している。それから、介護認定審査会システム経費として 4 万円を追加している。予備費 2 万円の減である。第 2 項基金繰入金 32 万 9,000 円の追加であるが、介護保険料の還付費用として 32 万 1,000 円、それから 27 年度、前年度であるが、財政調整交付金の返還金として 8,000 円を追加した。次に、9 P、10 Pをお願いする。第 1 款総務費、第 1 項第 1 目一般管理費、三角の 1,152 万 1,000 円であるが、説明欄の 1、一般管理経費の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画実態調査業務委託料 80 万円であるが、次の第 7 期の介護保険事業計画の策定に当たり、新たに国から示された在宅介護実態調査を行うための経費を計上させていただいた。この調査は要

介護者の在宅生活の状況、継続の可否、介護者の就労の継続の可否を把握するとともに、給付費の算定や施設整備等の事業を進める上での参考データとして収集するものである。なお、この調査に当たっては、ケアマネによる訪問時にあわせて調査をお願いすることと考えている。1人2,000円の400人を予定している。2の一般管理職員人件費、三角の1,232万1,000円、これは職員人件費による調整の減である。それから、3項1目認定審査経費4万円の追加であるが、介護認定審査会システムのブロードバンドルータが故障したため入れかえるものである。それから、第3款地域支援事業費、第1項第2目介護予防ケアマネジメント事業費、三角の120万5,000円であるが、職員人件費による調整による減である。それから、第2項第1目一般介護予防事業費、三角の4万6,000円であるが、次のページにまたがるが、神林支所の地域包括支援センターの担当が使用している庁用車であるが、既に14年経過していて修繕費がかさんできたということで、このたびリース車両に入れかえるものである。また、入れかえにより当初予定していた費用が不用になることから減額するものである。それから、第3項第1目総合相談事業費、三角の13万9,000円の次の第3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、三角の18万5,000円であるが、いずれも人件費調整による減である。それから、第5目生活支援体制整備事業費、三角の105万3,000円であるが、職員人件費の調整による減である。また、研修会講師料についてであるが、当初講師謝礼金として10万円を予算計上していたが、事業所からの講師派遣ということで講師派遣手数料に振りかえさせていただいた。それから、第6款諸支出金、第1項第1目、第1号被保険者保険料還付金31万円であるが、これまでの実績をもとに今後不足が予想されるため計上した。それから、第2目、第1号被保険者保険料還付加算金1万1,000円、これもこれまでの実績をもとに不足されることが予想されるということで計上させていただいた。それから、13P、14Pをお願いする。第3目償還金、利子及び割引料8,000円であるが、27年度の財政調整交付金の実績報告により返還金が生じたことから計上させていただいた。説明は以上である。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第176号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

○以上で当委員会に付託された案件の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め閉会する。

委員長（尾形修平君）閉会を宣する。

（午前11時43分）